

豊かなむらづくり選賞審査基準

審 査 基 準	審 査 基 準 細 則 例
<p>1. むらづくりのための自主的な努力と創意工夫の状況</p> <p>〔 むらづくりの推進に当たって、その主体である集団等が地域の困難な自然的、社会的、経済的諸条件を克服してきた自主的な努力と創意工夫の過程がすぐれていること。 〕</p>	<p>(1) むらづくりの推進が、その地域の自然的、社会的、経済的諸条件からみて、地域の農林漁業及び農山漁村に係る諸問題の解決のために緊要であると認められること。</p> <p>(2) これらの諸問題の解決のために、むらづくりの主体である集団等の自主的な努力と創意工夫の積重ねのもとに、地域の特性をいかした特色あるむらづくりが進められてきていること。</p>
<p>2. むらづくりについての合意形成の状況</p> <p>〔 その地域の農林漁業の振興が地域の発展にとって基本的に重要であるとの認識のもとに、地域の農林漁業の振興を核とした総合的なむらづくりの推進についての幅広い合意が当該集団等の間で形成されていること。 〕</p>	<p>(1) むらづくりの推進についての当該集団等の合意が、中核的な農林漁家をはじめ兼業農林漁家さらに非農林漁家を含めた当該集団等の総意により形成されていること。</p> <p>(2) 当該集団等の合意に基づいて設定されたむらづくりの目標・課題が、農林漁業を基盤とした豊かな地域社会づくりを目指して、地域の農林漁業の振興を核とし、生活条件の改善・整備、コミュニティ活動の強化等にわたる総合的なむらづくりを推進するものとして、設定されていること。</p> <p>(3) むらづくりの目標・課題が、長期的観点に立ち、計画性をもって設定されていること。また、財政的裏付けにも適切な配慮がなされていること。</p>
<p>3. むらづくり推進体制の整備・運営の状況</p> <p>〔 農林漁家を中心とし、非農林漁家を含めてむらぐるみでむらづくりを推進するための体制が整備されており、当該集団等による地域活動が長期的にも持続すると見込まれること。 〕</p>	<p>(1) むらづくりの推進体制が、集落を中心として、他の地域組織や機能集団との連携・協調のもとに、地域活動が円滑に推進できるように整備されていること。</p> <p>(2) 当該集団等の構成員のむらづくりへの参加が自発的意思のもとに、かつ、広範囲になされていること。</p> <p>(3) むらづくりの推進体制については、民主的なルールによる運営その他健全な運営が確保されていること。</p>

審 査 基 準	審 査 基 準 細 則 例
<p>4. むらづくりの地域農林漁業の振興とその担い手の育成への寄与状況</p> <p>〔 むらづくり推進の結果、むらぐるみの連帯感の醸成とコミュニティ機能の強化が促進され、地域の農林漁業の振興に著しく寄与していると同時に、その担い手の育成が図られていること。 〕</p>	<p>(1) むらづくりの実践が、①地域における農林漁業の生産力の向上、②農林漁業構造の改善、③生産基盤の整備、④生産の組織化など地域農林漁業の振興と後継者の育成確保の面ですぐれた成果をあげていること。</p> <p>(2) また、①生活環境施設の整備、②安定的な就業機会の確保、③生活改善活動の推進など生活条件の改善・整備、さらに世代間を含めたコミュニティ活動の強化、都市住民との交流等の面で、すぐれた成果をあげていること。</p> <p>(3) むらづくりの推進の成果として、当該集団等の構成員が農林漁業経営の改善、生活の安定・向上その他の利益を受けていること。</p>
<p>5. むらづくりの豊かで住みよい農山漁村の建設への寄与状況</p> <p>〔 また、地域農林漁業の振興及びその担い手の育成とあわせて、地域における生活条件の改善・整備、うるおいのある人間関係の確立その他豊かで住みよい農山漁村の建設に著しく寄与していること。 〕</p>	<p>(4) 当該むらづくりが、普及性があり、周辺地域のむらづくりの模範とするに足るものであること。</p>